消費生活センターニュース

消費者の多處



高槻市立消費生活センター

ご注意!消費者のみなさん

レスキューサービスで高額請求!?

製品安全情報

配線器具の火災に注意!

消費生活センターからのお知らせ

特殊詐欺に警戒を!電話でのお金の話は詐欺

子どもを事故から守る!子ども安全情報

梅雨の時期、ぬれた場所での転倒に注意!

オレオレ詐欺や 還付金詐欺などの 特殊詐欺 にご注意ください!

「おかしいな?」と思ったら、まずお電話を!

高槻市立消費生活センター

相談専用ダイヤル

072-682-0999

消費者ホットライン

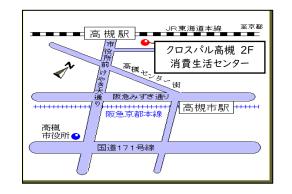
188

お住まいの市町村の 消費生活相談窓口を ご案内します

〒569-0804 高槻市紺屋町I-2 クロスパル高槻2F

開館日:月~金曜日 9:00~12:00/13:00~17:00

(祝日・年末年始を除く)



ご注意!消費者のみなさん

レスキューサービスで高額請求!?

「夜中にトイレが詰まった!」「家の鍵をなくして自宅に入れない!」 そんなとき、皆さんはどうしますか?

安価な料金設定の広告を見てレスキューサービスを依頼したところ、高額な請求を受けたというトラブルが後を絶ちません。

こんな相談がありました



消費者庁イラスト集より

相談事例 I

自宅のトイレが詰まり、ネット広告に「980円~」と記載のある業者に作業を依頼した。

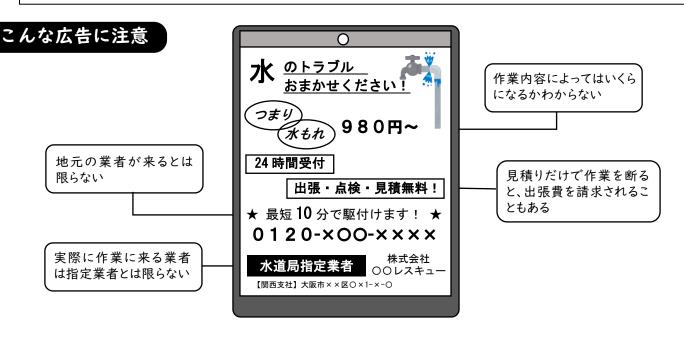
はじめの修理方法では改善せず、「高圧洗浄をした方がよい。高圧洗浄は基本料金9万円に排水管の長さによって追加料金が発生する」と業者に言われた。

詰まりの箇所だけを直してほしいと伝えたが、作業途中で全部の配管をきれいにした方がいいと 強引に勧められ、断りきれずに最終的に32万円の請求を受け、現金で支払った。納得できない。

相談事例2

鍵を落としてしまい、スマホで検索した業者に電話した。ホームページでは「作業代5千円~」とあったので、電話で依頼したときは料金のことは何も聞かなかった。

来訪した作業員から「特殊な鍵だから」と24万円の料金を請求された。仕方なく現金で支払ったが、よく考えると高すぎると思う。返金してほしい。



トラブルを防ぐためには

- 高額な請求をされたら、納得できる金額を後日支払うと伝え、その場での支払いは断りましょう。払ってしまったお金を取り返すのは困難です。
- 見積書や契約書は必ず受け取り、業者の連絡先も確認しておきましょう。
- もし支払ってしまった場合でも、早めに消費生活センターへご相談ください。

急なトラブルに備え、安心して依頼できる地元の工務店や修理業者の情報収集をしておきましょう

配線器具の火災に注意!

トラッキング現象による事故

【事故の内容】

テーブルタップの電源タップ付近から出火し、周辺を焼損した。

【事故の原因】

観賞魚用水槽の近くで使用したため、テーブルタップに接続していた電源プラグに水槽から跳ねた水分が付着してトラッキング現象が発生し、出火したものと考えられる。

トラッキング現象 とは

コンセントに差したプラグの刃と 刃の間についたほこりが、湿気を 帯び、小さなスパークを繰り返し、 刃と刃の間に電気回路が形成さ れ出火する現象のこと

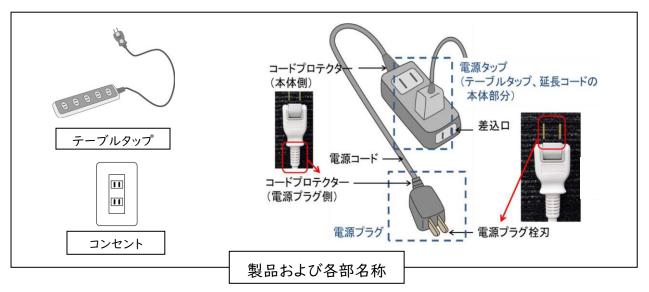
電源コードや電源プラグに外から力が加わり発火

【事故の内容】

テーブルタップに携帯電話やゲーム機など複数の電気製品を接続していたところ、製品及び周辺を 焼損する火災が発生した。

【事故の原因】

テーブルタップの電源コードはコンセント付近の壁の隅で過度に折り曲げられた状態であり、布団の下に挟み込まれていた。さらに使用者は携帯電話の抜き差しなどでコードを強く引っ張っていたため、電源コードが過度な屈曲を受け、芯線が断線、スパークし、出火したものと推定される。



事故を防ぐために

- 電源プラグやテーブルタップ及びコンセントの差込口などに、ほこりがたまらないように掃除する
- テーブルタップやコンセントの差込口などに、水分やアルコールが付着しないよう注意する
- 変形した電源プラグを使用しない
- 電源コードを引っ張る、机や椅子の脚で踏むなど、無理な力を加えない。
- 接続可能な最大消費電力を確認し、これを超えるような使用をしない

<参 考> 独立行政法人 製品評価技術基盤機構 News Release

- ・「テレワークで大混雑~プラグ・コードの取り扱いに注意~」(2020年12月24日公表)
- ・「減少傾向から一転、2年連続事故増加~配線器具の火災に注意!!~」(2022年2月24日公表)

消費生活センターからのお知らせ

特殊詐欺に警戒を!電話でのお金の話は詐欺

現在、高槻市では、皆さんの大切な財産をだまし取る「特殊詐欺」が多発しています。

令和4年の被害件数は91件と過去最多、被害総額は約2億2000万円となっています。令和5年も 1月から3月までの被害件数がすでに42件となっており、昨年を上回るペースです。

次はあなたが狙われるかもしれません。まずは、ご家族や知り合いの方と一緒に、被害から身を守る「3つの"ない"」を徹底しましょう。

3つの"ない"でだまされない!

- 突然のお金の話は信じ"ない"
- 「今すぐ」とせかされてもあわて"ない"
- 所持金・貯金・カード番号は教え"ない"

特殊詐欺からあなたを守る対策を

- ① 電話はいつも留守番電話に!
- ②変だなと思ったら、お金を払う前にすぐ相談!

子どもを事故から守る!子ども安全情報

梅雨の時期、ぬれた場所での転倒に注意!

雨が多くなってくるこの時期、子どもが雨でぬれた場所で転倒しけがをしたとの 事故情報が、医療機関から寄せられています。



- 雨が降っていてぬれていた道路のタイルで足を滑らせ後頭部を打った。元気に過ごしていたが、次の日、2回嘔吐があり、医療機関を受診。脳震盪(のうしんとう)を起こしていた。(2歳)
- 商業施設のテラスで遊んでいて、雨でぬれた床で滑って転倒し、頭を打った。側頭部に 傷を負い、2針縫合した。 (4歳)

ぬれると滑りやすくなるマンホール、側溝の蓋、タイルの歩道等はより注意が必要です。また、屋外だけでなく、施設内でも、傘や荷物からのしずくで床がぬれていることがあります。階段なども、ぬれていると普段より滑りやすいので、特に気を付けましょう。

事故を防ぐために

- 雨の日は、滑りにくい靴を選び、靴底がすり減っていないか確認しましょう
- 施設内に入る場所は、雨のしずくで床がぬれないよう、傘袋などを利用し、出入口付近などがひどくぬれている場合は、施設の方に声を掛けて拭いてもらいましょう

<参 考> 子ども安全メール from 消費者庁
2022年6月17日 Vol.594 「梅雨の時期、ぬれた場所での転倒に注意!」

消費者庁では、「子どもを事故から守る!プロジェクト」として、さまざまな取組を実施しています。その取組の一つとして、メール配信サービス「子ども安全メール from 消費者庁」にて、子どもの思わぬ事故を防ぐための注意点や豆知識をお届けしていますので、是非ご活用ください。